

平成 25 年度決算審査の概要

— 前年に続く常会会期中の議了 —

決算委員会調査室 薄井 繭実

決算審査は、予算審査とともに国会による財政統制の中核を成すものである。参議院では、決算審査を重視し、その内容を後年度の予算へ反映させるため、政府が予算編成に本格的に着手するのに先立って決算を議了するべく、早期審査に取り組んできた。現在、決算は11月20日前後に国会に提出されるのが通例となっているが、これは参議院制度改革検討会の答申（平成8年12月「決算審査の充実について」）や参議院改革協議会の報告（15年1月「決算の早期審査のための具体策について」）において、政府に対し決算の早期提出を要請したことにより実現したものである。参議院決算委員会では、秋の臨時国会中の提出が実現した平成15年度決算以降¹、平成19年度決算まで、決算が提出された翌年の常会会期中に議了してきた。平成20年度決算以降は、衆議院からの予備費送付の遅れや政治情勢等の影響により、常会中に議了されない状態が続いたが、26年1月に召集された第186回国会（常会）において、平成23年度決算及び平成24年度決算が2か年度分一括して審査され、平成24年度決算は5年度ぶりに常会中の議了を果たすこととなった。

第187回国会（臨時会）に提出された平成25年度決算についても、第189回国会（常会）中の27年7月1日に審査を終了し、平成24年度決算に引き続き、常会中の議了を達成した²（図表1参照）。

図表1 参議院における決議の議決（過去10年度分）

決算年度	国会提出日	議決年月日			
		決算委員会		本会議	
平成16年度	平成18年1月20日	平成18年6月7日	是認	平成18年6月9日	是認
平成17年度	平成18年11月21日	平成19年6月11日	是認	平成19年6月13日	是認
平成18年度	平成19年11月20日	平成20年6月10日	否認	平成20年6月11日	否認
平成19年度	平成20年11月21日	平成21年6月29日	否認	平成21年7月1日	否認
平成20年度	平成21年11月24日	平成23年2月14日	是認	平成23年2月16日	是認
平成21年度	平成22年11月19日	平成23年12月7日	否認	平成23年12月9日	否認
平成22年度	平成23年11月22日	平成25年5月20日	是認	平成25年5月22日	是認
平成23年度	平成24年11月16日	平成26年6月9日	是認	平成26年6月11日	是認
平成24年度	平成25年11月19日				
平成25年度	平成26年11月18日	平成27年6月29日	是認	平成27年7月1日	是認

（出所）参議院決算委員会調査室資料より筆者作成

¹ 平成16年度決算については、提出時期である17年11月20日前後が国会閉会中であったため、国会への提出が18年1月20日となった。

² 平成25年度決算の議了は、当初の常会会期中ではなく、延長後の7月1日となったが、予算編成が本格化する平成28年度予算概算要求基準の閣議了解（27年7月24日）の前に議了した点で、平成24年度決算に続き早期審査を達成したとすることができる。

本稿では、参議院決算委員会における平成 25 年度決算審査の概要を紹介する。

1. 平成 25 年度決算の審査経過

平成 25 年度決算は、26 年 11 月 18 日（第 187 回国会）に、平成 25 年度決算検査報告と共に国会に提出された。参議院においては、27 年 1 月 28 日（第 189 回国会）に本会議で決算の概要報告及びこれに対する質疑が行われた。

同決算は、本会議終了後直ちに決算委員会に付託され、同日、麻生財務大臣から決算の概要説明を、河戸会計検査院長から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取し、27 年 2 月 6 日に安倍内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。その後、2 月 9 日、10 日、4 月 13 日、20 日、5 月 11 日及び 18 日の計 6 回の省庁別審査、5 月 25 日に麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6 月 22 日に安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下で締めくくり総括質疑を行った後に質疑を終局し、6 月 29 日に討論及び採決を行い、審査を終えた。

そして、7 月 1 日の本会議で、小坂憲次決算委員長から平成 25 年度決算に係る審査の報告がなされ、同決算を是認するとともに、内閣に対する警告決議を行った。

2. 決算委員会における質疑の概要

ここでは、参議院決算委員会において、平成 25 年度決算の質疑で取り上げられた広範多岐にわたる問題のうち、次章で解説を加える決議に結び付いた議論等を紹介する。

（1）公的研究費をめぐり繰り返される不適正な会計経理

会計検査院が提出した平成 25 年度決算検査報告では、厚生労働省の公的研究費や農林水産省所管の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人農業生物資源研究所において、研究物品の架空取引等による不適正な会計経理が行われていたことが指摘された。また、文部科学省が 25 年 4 月に公表した調査により、大学等研究機関など 46 機関において、総額 3 億 6,100 万円の研究費が不適切に使用されたことが明らかになったほか、その後も東京工業大学や北海道大学において教授による研究費の不正受給等が判明した。過去、本委員会は公的研究費の不正について、「平成 17 年度決算審査措置要求決議」、平成 22 年度決算及び平成 23 年度決算・平成 24 年度決算審査の「内閣に対する警告」において政府に対し繰り返し是正を促してきた。

決算委員会では、参議院の度重なる警告等にもかかわらず、その後も同種の事案が後を絶たないことについての原因、関係府省の連携強化など今後の改善策等についてただされた。これに対し、山口科学技術政策担当大臣は、「省庁が連携してこの問題に対応することが重要であるとの観点から関係府省連絡会議を開催しており、その中で不正事案の情報や関係者の認識共有を図り、不正使用及び不正受給に係る応募制限期間の期限の厳格化、研究代表者に対する管理責任義務の新設等、必要な対策を行ってきている。今後も関係府省

と連携して取り組んでいく」旨答弁した³。また、林農林水産大臣は、「会計検査院からの指摘を受けたことは誠に遺憾である」と述べた上で、「両法人において納入物品の検収の徹底など再発防止に取り組んでおり、引き続きその徹底を指導していきたい」旨答弁した⁴。また、厚生労働省は、「公的研究費の管理、検査のガイドラインや関連通知を発出し、適正な管理、経理の実施につき研究者及び研究機関の長に周知した」旨答弁した⁵。

（２）国指定文化財の所在不明や汚損

文化庁が平成27年1月に発表した調査結果により、国宝等の国指定文化財に指定されている絵画、彫刻、工芸品などの美術工芸品1万524件のうち、国宝に指定されている刀剣3件を含む180件が所在不明となっていることが明らかとなった。また、同年2月頃から国宝や国指定重要文化財である建造物等に油のような液体がまかれる事態が多発した。

委員会では、国宝や重要文化財の保存、管理の在り方等についてたゞされた。これに対し藤井文部科学副大臣は、「重要文化財の所有者に対し法律に基づいた管理を要請してきているが、再発防止に向け、所在情報の確認や管理に対する注意喚起、都道府県の教育委員会を通じた定期的な所在調査を行っていくほか、インターネットオークションへの出品状況の確認など施策を広げて対応していきたい。また、文化財の汚損については、全国の各教育委員会に通知を発出し、文化財の防犯体制の徹底や連絡体制の強化を図るよう周知するとともに、見回りの徹底や監視体制の確保等具体的な留意点を盛り込んだ資料を文化財所有者に配布するよう依頼した」旨答弁した⁶。

（３）福島第一原子力発電所からの汚染水流出に関する不適切な対応

平成27年2月、東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内の排水路から汚染水が海域へ流出していた事態が発覚し、その際、東京電力が当該排水路の放射性物質の測定データを10か月間にわたり公開していなかったことなどが明らかとなった。

委員会では、東京電力の情報公開体制、本事案に係る政府の対応、汚染水処理に係る今後の体制整備についてたゞされた。これに対し、山口東京電力代表執行役副社長は、「情報公開姿勢の甘さにより社会の信頼を損ねる結果となったことを詫びる」旨答弁した⁷。また、田中原子力規制委員会委員長は、「東京電力から本事案について報告を受けた26年1月以降議論を重ね、取得したデータは随時速やかに報告するよう指示したが、当該排水路から比較的高い濃度の放射性物質が海域に排出されていたことについては、27年2月に初めて報告を受けた」旨答弁した⁸。そして、山際経済産業副大臣は、「情報公開の遅れにより結果として汚染水対策への関係者の信頼を損なったことは誠に遺憾であり、今後は十分な情

³ 第189回国会参議院決算委員会会議録第9号8頁（平27.5.25）

⁴ 第189回国会参議院決算委員会会議録第9号20～21頁（平27.5.25）

⁵ 第189回国会参議院決算委員会会議録第5号31～32頁（平27.4.13）

⁶ 第189回国会参議院決算委員会会議録第8号7～8頁（平27.5.18）

⁷ 第189回国会参議院決算委員会会議録第9号33頁（平27.5.25）

⁸ 第189回国会参議院決算委員会会議録第9号34頁（平27.5.25）

報公開を徹底するとともに、福島第一原子力発電所において現時点で考えられるリスクについて、改めて網羅的に総点検を行うよう東京電力に指示した」旨答弁した⁹。

（４）火山の監視観測体制等の不備

平成 26 年 9 月の御嶽山の噴火は戦後最悪の火山災害となった。また、箱根山では 27 年 4 月下旬から火山性地震が増加し、大涌谷にある温泉の設備から蒸気が噴き出すなど、活発な火山活動が続いた¹⁰。こうした事態を受け火山防災対策の強化が求められる中、気象庁等において火山現象を一体的に監視観測できる体制が整備されていないことなどが明らかになった¹¹。

委員会では、火山研究者の人材育成や火山防災対策を一元的に推進する体制整備の必要性等についてただされた。これに対し山谷防災担当大臣は、「充実した監視観測・調査研究体制の下、火山専門家の知見を得ながら火山防災対応が実施される体制の整備が必要であると認識しており、内閣府に火山防災対策推進検討会議を設置し、まずはそれぞれの関係機関で火山監視・評価体制等の強化を図った上で、より一体的に火山防災を推進する体制を整備するため具体的検討を進めていきたい」旨答弁した¹²。

（５）北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）等において多発する重大事故

ＪＲ北海道に対しては、平成 26 年 1 月に国土交通省の保安監査に基づく事業改善命令等が発出され、同年 6 月には本院が「内閣に対する警告」を行っている。しかし、その後も、ＪＲ北海道管内において、貨物列車の脱線事故、青函トンネル内での発煙事故等が多発した。また、27 年 4 月、ＪＲ北海道に技術支援を行っているＪＲ東日本管内の山手線において、架線を支える支柱が倒れる事故が発生したほか、同年 5 月にはＪＲ九州管内において特急列車が正面衝突寸前で緊急停止する事故が発生した。

委員会では、ＪＲ北海道管内で多発する重大事故等に対する認識、ＪＲ北海道に対する国等からの支援の状況等がただされた。これに対し、太田国土交通大臣は、「ＪＲ九州においても大変緊張した場面があり、安全について徹底した。ＪＲ北海道については、26 年 1 月の事業改善命令等を受けて、ＪＲ北海道において企業体質、組織文化を含めて改革に取り組んでいると承知しているが、国土交通省としては、5 年程度の間は常設の監視体制をしき、取組の実施状況を確認、指導する。また、今後の支援について、経営安定基金の積増しや 23 年度から 10 年間で 600 億円の設備投資支援等を行っていくほか、ＪＲ北海道の安全輸送の確保についても指導し、必要な支援について検討していく」旨答弁した¹³。

⁹ 第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 9 号 34 頁（平 27. 5. 25）

¹⁰ その後、平成 27 年 5 月末には鹿児島県の口永良部島においても爆発的な噴火が起きた。

¹¹ 『毎日新聞』（平 26. 9. 29）、『毎日新聞』（平 27. 1. 19）、『読売新聞』（平 27. 3. 27）

¹² 第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 7 号 25～27 頁（平 27. 5. 11）

¹³ 第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 9 号 32～33 頁（平 27. 5. 25）

(6) 防衛装備品の調達をめくり繰り返される不適切な事案

防衛装備品の調達に関し、参議院決算委員会は、平成 24 年 9 月に会計検査院に対して三菱電機株式会社等による過大請求事案について検査要請を行ったが、その後も日本航空電子工業株式会社や古野電気株式会社による過大請求事案が発生し、23 年度から 25 年度まで連続して検査報告に掲記される事態となった。

委員会では、防衛装備品等の調達をめくり繰り返される不適切な事案への対応策、第 189 回国会において成立した改正防衛省設置法に基づき新設されることとなった防衛装備庁における監査機能の強化等についてただされた。これに対し中谷防衛大臣は、「三菱電機事案の再発防止策の一つとして、25 年度から企業に対する抜き打ち調査や現場の調査、作業員への聴取を行うこととしたほか、調達機関の職員を対象に再発防止の趣旨及び遵守の重要性等について巡回教育を行っている。また、防衛装備庁については、監察・監査部門の設置により内部監査機能の強化を図るとともに、教育部門の充実による職員の法令遵守教育の徹底、防衛大臣直轄の防衛監察本部の増員により、外部からの監察機能を強化するなど措置を通して業務の透明性、公平性を確保する」旨答弁した¹⁴。

(7) 独立行政法人農畜産業振興機構に対する交付金の未使用額の速やかな国庫納付

平成 25 年度決算検査報告において、独立行政法人農畜産業振興機構における農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額のうち使途に制限があり、有効活用できない状態となっているものについて、26 年 4 月までに国庫に納付させ、今後生ずる交付金の未使用額及び返還額についても四半期ごとに国庫に納付させることとした旨の指摘があった。また、各府省が 25 年から公表している「基金シート」（国からの補助金や出資等を原資として設置造成された基金の事業概要、収入・事業費等の額、保有割合等が基金ごとに記載されたもの）によると、25 年度末の基金総数及び残高が、174 基金、総額 3.1 兆円に上っていること、基金シートの作成が各府省の判断に任されており、基金シートの作成対象とならない資金が存在することなどが指摘された。

委員会では、農畜産業振興機構における農畜産業振興対策交付金の使用・運用状況、同交付金に係る畜産業振興資金が基金シートの作成対象とならない理由、同機構が保有する基金の見直し等についてただされた。これに対し西川農林水産大臣は、「同交付金に係る会計検査院からの指摘を受け、25 年度に 37 億円、26 年度に 802 億円を国庫納付しており、今後も不要財産が発生した場合にはすぐに国庫返納していく」旨述べた上で、「BSE などの過去の経緯も踏まえ、緊急時に備えた一定規模の保有資金を有する必要があるという考え方の下、現在の資金を保有・運用している」旨答弁した¹⁵。また、同交付金が基金シートの作成対象とならない理由について、農林水産省は、「基金シートは特定の基金を活用して特定の事業を実施する場合に作成することとされているが、畜産業振興資金は畜産業の振興に資する各種業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しているもので

¹⁴ 第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 6 号 7 頁（平 27. 4. 20）

¹⁵ 第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 4 号 20 頁（平 27. 2. 10）

あり、特定の事業を実施するものではないと判断したため基金シートを作成していない」旨答弁した¹⁶。これについて内閣府は、「個々の資金が基金シートの対象に該当するかの判断は、基本的には各府省において行うことになるが、各府省において適切な判断がなされるよう26年度の基金シートの作成、公表に向けて対象とすべき基金等の定義や解釈を明確にし、各府省への周知徹底に努めていきたい」旨答弁した¹⁷。

（８）再生可能エネルギー発電設備の低調な稼働状況等

平成26年10月の会計検査院の随時報告¹⁸により、21年度から25年までに経済産業省、環境省などの7府省等及び地方公共団体等が実施した再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギー熱利用設備に係る事業費は、4,680億円と多額に上っている中で、21年度から25年度までの間に導入された設備のうち、26年3月末時点で休止している設備が41設備あり、そのうち長期にわたり休止している設備が8設備あることなどが判明した。

委員会では、設備の稼働状況が低調な原因と今後の改善策、接続保留の問題や長期的な国民負担の増加などが指摘される固定価格買取制度の課題、今後の再生可能エネルギー導入拡大に係る課題等についてただされた。これに対し、経済産業省は、「固定価格買取制度については、太陽光に偏った導入が進んできたことによる国民負担上昇の懸念や接続保留問題などが生じている一方、再生可能エネルギーの最大限の導入を図る上で固定価格買取制度が原動力になっていることも事実であるため、課題について更なる検討を進め、必要な見直しを行っていきたい」旨答弁した¹⁹。また、環境省は、「低炭素社会の実現のために再生可能エネルギーの最大限の導入に向け取り組んでいく。会計検査院からの指摘については、当省が支援した施設で停止していた8施設のうち6施設については既に稼働を開始しており、残る2施設についても今年の夏には稼働させていく」旨答弁した²⁰。

（９）東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業

国土交通省は、東日本大震災の被災住民の集団移転のため、平成23年度から25年度までに25の被災市町村が実施する防災集団移転促進事業に対し4,410億円の復興交付金の交付決定をしている。本事業に関して、69住宅団地の用地が全く取得されていないこと、25年度末までに造成完了としていた55事業のうち、実際に完了したのは13事業にとどまっていることや、団地の整備の遅れに伴い住民の意向が変化し、団地に空き区画が生じていることなどが25年度決算検査報告により明らかになった。委員会では、同事業の遅れの原因と

¹⁶ 第189回国会参議院決算委員会会議録第4号19頁（平27.2.10）

¹⁷ 第189回国会参議院決算委員会会議録第4号20頁（平27.2.10）

¹⁸ 会計検査院法第30条の2に基づく報告であり、同法第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

¹⁹ 第189回国会参議院決算委員会会議録第4号6頁（平27.2.10）

²⁰ 第189回国会参議院決算委員会会議録第4号6頁（平27.2.10）

今後の対応、集中復興期間²¹経過後の復興事業及び財源確保等についてただされた。これに対し竹下復興大臣は、「被災者の意識が時間の経過に伴い変化し、既に別の地域に定着している方も増えているため、市町村とも十分相談し対応していく。また、集中復興期間後の財源については、復興予算として27年度予算までに26兆3,000億円が計上されたが、これまでの成果や今後の課題を整理した上で28年度以降の財源についても考えていきたい」旨答弁した²²。

(10) 日本年金機構の個人情報漏えい問題

平成27年6月、日本年金機構において外部からのウイルスメールを介した不正アクセスにより少なくとも125万件に及ぶ年金加入者の個人情報が外部に流出し、そのうち約55万件については機構の内規に反して不正アクセス防止のパスワードが設定されていなかったことなど、ずさんな管理実態が明らかになった。

委員会では、情報流出による被害拡大の防止のための対策、同機構の組織体制の抜本的な見直し、再発防止の徹底、28年1月から利用開始予定のマイナンバー制度下における情報セキュリティ対策等についてただされた。

これに対し、安倍内閣総理大臣は、「今般の個人情報流出により国民に不安を与えていることについて大変申し訳なく思っている。現在、実態把握と二次被害の防止に万全を期すとともに、厚生労働大臣の下に設置された第三者の専門家による検証委員会において発原因の究明、再発防止について議論を開始したところであり、その結果も踏まえて政府としてしっかり対応していく。また、マイナンバー制度導入に当たっては、個人情報の保護に万全を期すことは大前提であり、今般の問題の検証結果も踏まえ、職員の教育研修など関係機関を挙げてセキュリティ対策を更に強化、徹底していく」旨答弁した²³。

3. 平成25年度決算の審査結果

(1) 決算の是認

平成25年度決算は、前述のとおり、27年6月29日の参議院決算委員会で採決が行われ、その結果、平成25年度決算は多数をもって是認することとし、また、「内閣に対する警告」は、全会一致をもって議決された。これを受けて7月1日の参議院本会議においても、委員会と同様、多数をもって是認することとし、「内閣に対する警告」は、全会一致をもって議決された。なお、決算委員会は、6月29日に、決算審査を踏まえ「内閣に対する警告」

²¹ 平成23年6月の東日本大震災復興基本法の施行に伴い同年7月に政府が策定した復興基本方針では、復興期間を23年度から32年度までの10年間とし、復興需要が高まる当初の5年間（23～27年度）を「集中復興期間」と位置付けている。

²² 第189回国会参議院決算委員会会議録第2号45頁（平27.2.6）、第189回国会参議院決算委員会会議録第3号16～17頁、28～29頁（平27.2.9）。平成27年6月30日に閣議決定された「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」では、復興期間10年間の財源見込額を32兆円とし、27年度までの実績見込額が28.8兆円となることから、28年度以降最大3.2兆円を確保するとされた。

²³ 第189回国会参議院決算委員会会議録第10号2～3頁（平27.6.22）

に加えて、「平成 25 年度決算審査措置要求決議」を議決したほか、6 月 22 日に会計検査院に対して検査要請を行った（後頁参照）。

（２）決算に対する各会派の賛否及び意見

平成 25 年度決算は、24 年 12 月の政権交代後、第二次安倍内閣が当初予算段階から編成した予算の執行実績である。

平成 25 年度決算の委員会採決において、自由民主党、公明党、維新の党、日本を元気にする会・無所属会、無所属クラブは決算の是認に賛成、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである。

民主党・新緑風会は反対理由として、政権交代後、安倍内閣が編成した 25 年度当初予算及び 24 年度補正予算は、いわゆる 15 か月予算と称され、巨額の旧来型の公共事業が盛り込まれた古い時代の自民党予算そのものであり、乗数効果や雇用創出効果が明らかでない上、資材費等の高騰を招くなど、震災復興にも負の影響を与えたこと、また 15 か月予算が我が国の財政健全化の道筋をゆがめたことを指摘した。

日本共産党は反対理由として、25 年度補正予算では大企業の復興特別法人税の 1 年前倒しの廃止など大企業中心の成長戦略が進められたことや、三大都市圏環状道路、港湾、空港建設などの大型開発が盛り込まれ、25 年度の公共事業関係費は決算ベースで前年度比プラス 38%、2.1 兆円もの増額になったこと、大企業の内部留保を活用した内需主導の経済政策への転換は行われず、税と社会保障の一体改革が実行され、生活保護費や年金保険給付費など社会保障の根幹部分が軒並み削除されたこと、F 35 戦闘機の導入やミサイル防衛等により防衛費が増加したこと、東日本大震災の被災者の生活再建の予算措置が不十分な上、復興特別会計の予算執行が 63.5%にとどまったことなどを指摘した。

社会民主党・護憲連合は反対理由として、自民党の政権復帰を経て編成された 25 年度予算の防衛関係費が 11 年ぶりに増額となったことや、国土強靱化の名の下に大型公共事業ラッシュの内容となった一方で、生活保護費の大幅削減など社会保障の給付カットや負担増を進めたこと、さらに、年金特例国債の発行など消費税増税に道筋をつけるとともに、企業支援策の強化や官民ファンドの推進など財界の求める新成長戦略に応える方向性を更に強める内容であったことなどを指摘した。

（３）内閣に対する警告

決算に関する参議院の議決を構成する要素である「内閣に対する警告」は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているもの、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、国会の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。この「内閣に対する警告」は、全ての会派の合意に基づいて議決することを例としており、今回の議決も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。平成 27 年 7 月 1 日の参議院本会議において、平成 25 年度決算に関して議決した「内閣に対する警告」の項目は、図表 2 のとおりである（全文は本稿末の資料 1 参照）。

この警告に対し、安倍内閣総理大臣は、同年7月1日の参議院本会議において、「6項目にわたる御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。これらの御決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります」と所信を述べた。

図表2 内閣に対する警告の項目

1. 公的研究費をめくり繰り返される不適正な会計経理について
2. 国指定文化財の所在不明等について
3. 福島第一原子力発電所からの汚染水流出に関する不適切な対応等について
4. 火山の監視観測体制等の不備について
5. 北海道旅客鉄道株式会社等において多発する重大事故について
6. 防衛装備品等の調達をめくり繰り返される不適切な事案について

(4) 平成25年度決算審査措置要求決議

参議院決算委員会における「措置要求決議」とは、「内閣に対する警告」の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、「内閣に対する警告」の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に、制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に改善を求めるものである。この「措置要求決議」は「内閣に対する警告」同様、全ての会派の合意に基づいて案文を作成するのを例としており、今回の議決も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。平成27年6月29日の決算委員会において、平成25年度決算の審査における議論を踏まえて議決した「措置要求決議」の項目は、図表3のとおりである（全文は本稿末の資料2参照）。

図表3 平成25年度決算審査措置要求決議の項目

1. 原子力災害対策に係る事業への不適切な補助金交付について
2. 防災システムの確実かつ有効な活用について
3. 雇用保険二事業のキャリア形成促進助成金等の低調な執行状況について
4. 独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付について
5. 国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等について
6. 社会資本の長寿命化計画に基づく適切な維持管理等について
7. 東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等について
8. 土砂が堆積するなどしたダムの機能の改善について
9. 国庫補助金等により整備した溶融固化施設の見直しについて

(5) 会計検査院への検査要請

参議院決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、実態が明らかでないものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して会計検査の要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、決算委員会は、平成25年度決算の審査を踏まえ、27年6月22日、介護保険制度の実施状況について、会計検査院に検査の要請を行った。

4. 決算審査をめぐる今後の課題 — 決議のフォローアップと検査要請の活用 —

決算審査の充実を図る上で、「内閣に対する警告」及び「措置要求決議」について政府が講じた措置（以下「講じた措置」という。）について質疑を行い、委員会の場で政府が講じた具体的措置やその妥当性等をただしていくことが重要である。かつて平成17年度決算の審査において、平成16年度決算に関する決議について「講じた措置」に関する集中的な質疑が初めて行われ、それ以降平成19年度決算までは同質疑が行われていた。

平成25年度決算審査において内閣に対し警告した「公的研究費をめぐり繰り返される不適正な会計経理」や「北海道旅客鉄道株式会社等において多発する重大事故」については、平成23年度決算・平成24年度決算審査においても同種の事態に対し「内閣に対する警告」を決議している。前年に引き続き警告を行う事態となったのは、前年の本院決議への政府の対応が甘かったものと考えざるを得ず、決議に対する措置状況を委員会においてフォローアップし、政府の対応が不十分な場合は再度改善を促していくことが必要である。これは、決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保するために有効であるばかりでなく、決算審査、決議の議決、「講じた措置」に関する質疑等を通して政府への切れ目のない監視を行うことにより、予算の適切かつ効率的な執行への牽制機能を高める意義がある。

また、会計検査院への検査要請を積極的に活用することも決算審査の充実において重要である。参議院決算委員会では、平成15年度決算審査において委員会として初めて検査要請を議決し、平成16年度決算審査以降も継続して検査要請を行っている(図表4参照)。平成15年度決算審査においては9項目もの要請が行われ、それらを踏まえ、18年11月に国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を議題とし、検査要請に対する報告と併せて随時報告等についての集中的な質疑が行われた。検査要請に対する報告等についての質疑は、その後、19年10月29日及び同年11月19日²⁴、20年11月17日²⁵、そして22年3月29日²⁶に実施された。検査要請に対する報告は、当該制度の問題点を客観的に明らかにするほか、今後の政策を判断する材料として有益なものである。検査要請の意義を踏ま

²⁴ 16年度決算審査において議決された3件、17年度決算審査において議決された1件及び15年度決算審査において議決された追加報告1件について質疑が行われた。

²⁵ 17年度決算審査で議決された2件、18年度決算審査で議決された1件、15年度決算審査及び16年度決算審査において議決された追加報告3件についての質疑が行われた。

²⁶ 18年度決算審査で議決された1件、19年度決算審査で議決された1件及び17年度決算審査で議決された追加報告1件についての質疑が行われた。

え、国会が会計検査院と連携し、これを積極的かつ有効に活用していくことが重要であろう。「講じた措置」や検査要請に対する報告の積極的活用等による決算審査の充実について述べてきたが、その前提として決算を常会中に議了する意義は大きいと考えられる。平成 23 年度決算・平成 24 年度決算及び平成 25 年度決算審査においては一時期途絶えた常会中の議了が 2 年連続で実現された。平成 26 年度決算審査以降においてもこの流れを崩すことなく、決算の常会中の議了を定着化させていくことが望まれる。

平成 25 年度決算審査においては、省庁別の審査において、平成 23 年度決算・平成 24 年度決算審査に係る決議のうち、「政府開発援助事業における外国公務員への不正な資金提供」や「国庫補助金等により造成された基金の見直し」について講じた措置、27 年 3 月に提出された検査要請に対する報告「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について」などが質疑で取り上げられている²⁷。後年度の審査において「講じた措置」や検査要請に対する報告を取り上げ、掘り下げたフォローアップの審査を行っていくことも決算委員会として取り得る有効な手段であり、一層の活用が求められる。

これらの取組を通して決算審査及び決議が政府の予算編成や予算執行に一層反映されていくことが望まれる。また、決算重視の参議院として、今後も決算審査の更なる充実に向けて党派を超えた取組が継続されることを期待したい。

(うすい まゆみ)

²⁷ 第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 6 号 6～7 頁 (平 27. 4. 20)、第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 2 号 27 頁 (平 27. 2. 6)、第 189 回国会参議院決算委員会会議録第 8 号 24～25 頁 (平 27. 5. 18)。

図表4 会計検査院への検査要請事項等一覧

決算審査	検査要請議決日	検査要請事項	国会報告日
15年度 (9項目)	17.6.7	特別会計の状況について	18.10.18
		国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金について	17.10.25
		各府省等におけるコンピューターシステムについて	18.10.25
		地方財政の状況について	18.10.18
		先行して設立された独立行政法人の業務運営等の状況について	17.10.25
		ODA事業の執行状況について	18.9.21 19.9.12 20.10.8
		社会保障費支出の現状について	18.10.25
		中小企業高度化資金の運用状況について	18.9.21
16年度 (3項目)	18.6.7	各府省等が締結している随意契約の状況について	18.10.25
		政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続き等について	19.10.17 20.9.10
		NHKの不祥事、関連団体の多額の余剰金について	19.10.17 20.10.8
17年度 (3項目)	19.2.21	タウンミーティングの運営に関する請負契約について	19.9.12
	19.6.11	独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について	19.10.17
		(独)日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について	20.11.7 21.9.18
18年度 (5項目)	20.1.15	文部科学省ほか4省における政府開発援助(技術協力)の実施状況及びその効果について	20.9.10
		各府省所管の公益法人の財務等の状況について	20.10.8
	20.6.9	年金記録問題について	21.10.14
		国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について	21.10.14
19年度 (3項目)	21.4.13	簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について	21.9.18
	21.6.29	在外公館に係る会計経理について	22.3.17
		牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について	22.10.6 23.10.5
20年度 (2項目)	23.2.14	国土交通省及び(独)水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施について	22.8.25 24.4.12
		特別会計改革の実施状況等について	24.1.19
21年度 (4項目)	23.12.7	公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について	24.1.19
		公共建築物における耐震化対策等の状況について	24.10.17 25.10.9
		独立行政法人における不要財産の認定等の状況について	24.10.17
		年金積立金の管理運用に係る契約の状況等について	24.10.4
22年度 (4項目)	24.8.27	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について	24.10.25 25.10.31
		東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について	27.3.2 25.10.16 27.3.23
	24.9.3	三菱電機株式会社等による過大請求事案について	24.10.25 25.9.25
		裁判所における会計経理等の状況について	25.9.25
23・24年度 (1項目)	26.6.9	年金記録問題に関する日本年金機構等の取組について	26.10.30
25年度 (1項目)	27.6.22	介護保険制度の実施状況について	今後報告される予定

(注) 報告日が複数あるものについては、追加報告書が提出されたことを示している。

(出所) 参議院決算委員会調査室資料より筆者作成

内閣に対する警告

内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により繰り返し是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も国立大学法人、厚生労働省や農林水産省所管の研究機関において、不正受給等の事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。

政府は、不適正な会計経理が後を絶たないことを重く受け止め、所管が異なる複数の研究機関で同種の事案が発生したことに鑑み、関係府省の連携を強化するとともに、各機関における不正防止体制の整備状況に関するモニタリング調査を厳格に行うなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期すべきである。

- 2 歴史的・芸術的価値を有する文化財は、滅失又は毀損した場合の原状回復が困難であることから、十全の管理が必要であるにもかかわらず、平成 27 年 1 月の時点で、国宝 3 件を含む国指定文化財である美術工芸品 180 件の所在が不明となっていること、さらに同年 2 月以降、寺社等の文化財が油のような液体に汚損される被害が相次いでいることは、遺憾である。

政府は、所在不明となっている文化財の追跡調査を更に進めるとともに、再発を防止する観点から、文化財の所在を的確に把握できる体制を構築すべきである。また、文化財の防犯・防火体制について、関係機関と連携し、より一層の強化を図るべきである。

- 3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内の排水路から汚染水が外洋へ流出していた事態、また、東京電力が当該排水路における放射性物質の測定データを 10 か月間にわたり公開していなかったこと、経済産業省及び原子力規制委員会の本事案への指導・監督が不十分であったことなどが明らかとなり、国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、放射線データや汚染水等に関する情報公開体制の整備、汚染水漏えい等が生じた際の対応策等について東京電力への指導を徹底するとともに、リスク管理体制を抜本的に見直し、汚染水の処理が適切かつ着実に実施されるよう万全を期すべきである。

- 4 戦後最悪の火山災害となった平成 26 年 9 月の御嶽山の噴火等を受け、火山防災対策の強化が求められる中、気象庁等において火山現象を一体的に評価できる体制が整備されていないこと、火山の専門知識を有する人材が慢性的に不足していることなど、火山の監視観測体制等に不備があったことは、看過できない。

政府は、火山噴火予知連絡会の提言等も踏まえ、気象庁及び大学等研究機関の一層の連携強化、地方公共団体における火山防災協議会の機能強化、火山の観測・研究から防災対策までを一元的に実施・調整するための体制の整備・拡充等を行い、火山災害の未然防止に努めるべき

である。

- 5 北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）管内で多発した鉄道事故を受けて、平成 26 年 6 月に本院が警告決議を行ったにもかかわらず、その後も同社管内で貨物列車の脱線事故、青函トンネル内での発煙事故等が相次いだほか、ＪＲ東日本管内において山手線の架線柱の倒壊事故等が、ＪＲ九州管内において特急列車が正面衝突寸前で緊急停止した事故が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、重大事故の続発により、鉄道の安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることを強く認識し、鉄道事業者の安全管理体制の更なる強化に向けた各種取組に対し、改善状況をフォローアップするなど実効性のある指導・監査を徹底すべきである。

- 6 平成 24 年に発覚した防衛関連企業 7 社による過大請求事案以降、防衛省が防衛装備品等の調達に関し、様々な再発防止策を講じているにもかかわらず、その後も同種の事案が繰り返し発生し、会計検査院から再三にわたり指摘を受けていることは、極めて遺憾である。

政府は、不適切な事案が後を絶たないことを深く反省し、調達関係機関の職員に対する再発防止策の周知徹底や、防衛関連企業への実態調査とそれを踏まえた改善の要求など、実効性ある取組を確実に実施するとともに、監査機能の充実・強化等を通じて調達の透明性、公正性を確保すべきである。

平成 25 年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 原子力災害対策に係る事業への不適切な補助金交付について

内閣府は、原子力災害発生時に即時避難が困難な要援護者等を一時的に避難させる施設に放射線防護機能を付加する原子力災害施設整備事業を実施しており、原子力発電所から 30 キロメートル圏内にある地方公共団体に対し、平成 25 年度までに 311 億円の補助金を交付決定している。しかし、補助金交付要綱に、対象施設の明確な選定基準が定められていなかったため、避難場所に適さない津波被害等のおそれがある施設の整備事業に補助金が交付されていた。

政府は、補助金により整備された施設の安全性について検証を行い、住民防護等の実効性を高めるため交付基準等を不断に見直すとともに、地域原子力防災協議会における検討を充実させるなど、補助金による施設の整備が適切に行われるよう措置すべきである。

2 防災システムの確実かつ有効な活用について

総務省は、防災情報を多様なメディアを通じて迅速かつ確実に住民に伝達する防災システムの整備を図る防災情報通信基盤整備事業等を実施しており、地方公共団体に対して補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一斉配信メール機能を有するシステムにおいて、複数の機関から気象情報等が重複して配信される市町村があること、市町村と消防署等との調整不足や運用マニュアルの不備等により、計画どおりに運用できていないシステムがあることなどが明らかとなった。

政府は、住民に対する防災情報の迅速かつ確実な伝達に資するよう、地方公共団体に対し、関係機関との情報共有やシステムの運用マニュアルの整備について支援等を行うとともに、防災情報の伝達状況の把握及び改善、他の事業により整備された類似システムとの互換性向上や重複機能の整理等に努めるべきである。

3 雇用保険二事業のキャリア形成促進助成金等の低調な執行状況について

厚生労働省は、事業主が負担する雇用保険料を基に、労働保険特別会計雇用勘定に雇用安定資金を積み立て、これを財源として雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険二事業）を行っている。このうち、キャリア形成促進助成金の「育休中・復職後等能力アップコース」の事業執行率が平成 26 年度に 0.06%と極めて低調となる中、27 年度予算に前年度を上回る 23 億円が措置されたこと、また、PDCA サイクルによる事業の目標管理を行うとされているにもかかわらず、事業の執行状況について全省的な検証が不十分であることなどが審査の中で明らかとなった。

政府は、財源を負担している事業主への説明責任を果たすため、雇用保険二事業の執行状況及び事業効果等の情報を速やかに公表するなど、目標管理を一層厳格に行った上で、効率的か

つ効果的に予算を執行すべきである。

4 独立行政法人農畜産業振興機構に対する農畜産業振興対策交付金の未使用額等の速やかな国庫納付について

農林水産省は、平成 23 年度に独立行政法人農畜産業振興機構に対し、東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金 863 億円を交付し、同機構は畜産関係団体等に補助金を交付している。25 年 11 月末時点で、同機構には、同交付金の未使用額及び畜産関係団体等からの返還額 731 億円が活用されないまま滞留していたものの、農林水産省は同機構に対して国庫納付を求めていなかったことが、会計検査院に指摘された。

政府は、25 年度末までに生じた未使用額等について国庫納付させ、この後、生じ得る未使用額等を四半期ごとに国庫納付させる措置を講じているが、現下の厳しい財政状況に鑑み、交付金等が独立行政法人等において有効に活用されない場合には速やかに国庫に返納させる体制を早急に確立すべきである。

5 国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備の稼働状況等について

経済産業省、環境省などの 7 府省等が平成 21 年度から 25 年度に 4,680 億円の事業費を支出して導入した再生可能エネルギー発電設備等のうち、26 年 3 月末時点で 41 設備が休止し、うち 8 設備が 1 年以上休止していることが会計検査院の検査で判明した。また、事業者が国庫補助金を利用して発電した電気を固定価格買取制度に基づき売電する場合、調達価格から国庫補助金相当額を控除することとされているが、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は返還しなくてもよいこととしている事業が多数あることも明らかになった。

政府は、再生可能エネルギー発電設備等の稼働状況を適切に把握するとともに、休止している設備は速やかに再稼働させ、再稼働できない場合は廃止等に必要な方策を講ずるべきである。また、固定価格買取制度について国民負担の抑制に資するよう必要な見直しを行うなど、再生可能エネルギー導入拡大に係る課題に適切に対処すべきである。

6 社会資本の長寿命化計画に基づく適切な維持管理等について

社会資本の急速な老朽化に備え、国土交通省は、社会資本の計画から建設、廃棄に至る過程で必要な費用の総額（ライフサイクルコスト（LCC））の縮減を図るため、長寿命化計画の策定を進めている。会計検査院が検査したところ、河川管理施設等で LCC の算定方法が確立されていないこと、地方公共団体等の事業主体や施設の種類ごとに LCC の算定方法が異なっていること、修繕工程表に基づく補修等がなされていないこと、長寿命化計画に関する情報開示が進んでいないことなどが明らかとなった。

政府は、社会資本の LCC 縮減や適切な維持管理に資するよう、長寿命化計画の策定期限を設けて LCC の算定方法の早期確立を図るとともに、修繕工程表に基づく補修の実施、老朽化した社会資本の健全度等に関する積極的な情報開示等について、事業主体を支援するなどの措置を講ずるべきである。

7 東日本大震災の被災地において遅れている防災集団移転促進事業等について

東日本大震災の被災住民の集団移転のため、国土交通省は、25の被災市町村が実施する防災集団移転促進事業に対し、平成23年度から25年度までに4,410億円の復興交付金を交付決定している。会計検査院によると、69住宅団地の用地が全く取得されていない、25年度末までに造成完了としていた55事業のうち、実際に完了したのは13事業にとどまるなど、団地の整備が遅れていた。また、団地の整備の遅れに伴い住民の意向が変化し、団地に空き区画が生じていることも判明した。

政府は、被災住民の生活基盤である住宅の再建が加速するよう、住民に対する適時適切な意向調査の実施、実情に応じた防災集団移転促進事業の見直し、他の復興事業との調整等に関する被災市町村への支援及び助言を行うとともに、集中復興期間後の事業の在り方の検討等の措置を講ずるべきである。

8 土砂が堆積するなどしたダムの機能の改善について

河川の洪水調節を行うダムに関して、会計検査院が検査したところ、想定よりも短時間で計画量を上回る土砂が堆積していること、洪水調節のための貯水容量の一部が土砂の堆積により失われていること、地震計の修繕等が長期間なされていないこと、予備発電に必要な燃料が十分に確保されていないことなどの事態が、検査対象の211ダムのうち201ダムで生じていることが明らかとなった。

政府は、堆積した土砂の除去、予備発電設備の燃料確保等を早急に実施し、問題が指摘されたダムの機能の改善を図るとともに、建設中の他の治水施設において、土砂の堆積や法面崩壊等による機能低下が生じることのないよう、施設完成までに具体的な維持管理方針を策定すべきである。

9 国庫補助金等により整備した溶融固化施設の見直しについて

平成9年度から24年度までに環境省の循環型社会形成推進交付金等により整備された、ごみや焼却灰等の溶融固化施設について、1年以上の長期にわたり使用されておらず、今後の使用見通しが立っていない施設が16施設あり、交付金等相当額31億1,672万円が有効活用されていなかったことが会計検査院の検査で判明した。また、溶融固化後の生成物である溶融スラグの全部又は大半を建設資材等に利用することなく埋立処分している施設が17施設あったことも明らかになった。

政府は、溶融固化施設の使用状況や稼働に要する費用、稼働できない場合はその理由等を適時適切に把握し、施設を使用できない場合の財産処分の在り方を見直しを含めて検討し、地方公共団体等が今後の対応方針等を策定できるよう支援するとともに、溶融スラグの利用に関する助言及び情報提供を行うべきである。